

旭川大学経済学部紀要編集委員会運営内規

（趣旨）

第1条 この内規は、「旭川大学経済学部紀要の編集・発行に関する規程」第5条に基づき、旭川大学経済学部紀要の編集委員会の運営に関する事項を定めることを目的とする。

（委員会の名称）

第2条 編集委員会の名称を旭川大学経済学部紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）とする。

（委員会の業務）

第3条 編集委員会は「旭川大学経済学部紀要の編集・発行に関する規程」並びに「旭川大学経済学部紀要投稿・執筆要領」に基づき、旭川大学経済学部紀要（以下、「本誌」という。）の発行に関し、以下の業務を行う。

- (1) 本誌の企画及び編集、発行
- (2) 本誌の原稿の募集並びに依頼
- (3) 旭川大学経済学部紀要投稿論文審査基準に基づく、本誌原稿の審査・査読
- (4) 論文の査読の委任
- (5) その他本誌の発行にかかる必要な事項

（委員会の構成等）

第4条 編集委員会委員は旭川大学経済学部の教員3名で構成する。

- 2 委員の任期は年度により1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 編集委員会委員長及び委員の選任は、旭川大学経済学部学部長が指名し教授会の議を経てこれを行う。
- 4 委員長は編集委員会を招集し、業務を総括する。
- 5 編集委員会委員の互選により、副委員長1名を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその業務を代理する。
- 6 編集委員会の決定は委員の過半数の合意による。但し、可否同数の場合は委員長が裁定する。

(内規の改廃)

第5条 本内規の改廃は、経済学部教授会の議を経るものとする。

附 則

本内規は平成22年4月1日より施行し、本誌第69号より適用する。